

栗東市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、インターネット通信を介して栗東市（以下、「市」といいます。）が保有する公共施設の空き状況の照会、利用予約等の手続き（以下、「利用予約等」といいます。）を行うことができる栗東市公共施設予約システム（以下、「システム」といいます。）の利用について必要な事項を定めます。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 施設 市が保有する公共施設のうち、システムを利用して利用予約等が行えるものをいいます。
- (2) 利用者 システムを利用する者をいいます。
- (3) 施設管理者 システムを管理する者（市又は市が指定した施設の管理者）をいいます。
- (4) ユーザーID 利用者を識別するために使用する任意の符号をいいます。
- (5) パスワード ユーザーIDと組合せて、利用者が本人であるかを確認するために使用する任意の符号をいいます。
- (6) システムによる予約 システムを利用して、施設の利用予約等を行うことをいいます。

(利用規約の同意)

第3条 システムを利用するには、本規約に同意しなければなりません。

- 2 システムの利用者登録をした利用者は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、システムを利用することができません。

(条例等の適用)

第4条 システムを用いた利用予約等、利用の制限、減免の条件、施設の利用に係る利用料等の支払等については、利用予約等を行った施設に係る条例、規則等及び施設管理者が定める管理規定の定めるところによるものとします。

(利用者登録の申請)

第5条 利用者は、システムによる予約を行う場合は、利用を希望する施設の窓口において、あらかじめ利用者登録を申請しなければなりません。

- 2 利用者登録の申請は、利用を希望する施設ごとに行うものとし、各施設の定める方法により行うものとします。
- 3 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者又は代表者から委任を受けた者（以下、「代表者等」といいます。）が行うものとします。

(利用者登録)

第6条 施設管理者は、第5条の規定による申請の内容を審査し、適当であると認めるときには、速やかに該当申請の利用者登録を行い、ログインID及び仮パスワードを利用者に通知するものとします。

- 2 利用者は、前項の規定による利用者登録が行われた以降、システムにログインID及びパスワードを入力することにより、システムによる利用予約等を行うことができます。
- 3 利用者登録の有効期限は、利用を希望する施設の定める期限又はシステム稼働終了時までのうち、どちらか早い方とします。
- 4 利用者登録は、利用を希望する施設ごとに行うものとします。

(ログインID及びパスワードの管理)

第7条 利用者は、次の事項に留意して、ログインID及びパスワードを適切に管理しなければなりません。

- (1) ログインID及びパスワードは、他人に知られることのないよう管理すること。
 - (2) 初回ログイン時、施設管理者より通知を受けた仮パスワードは直ちに変更し、第三者への漏えい防止に努めること。
 - (3) 第三者からのログインID及びパスワードの照会に応じないこと。
 - (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに利用者登録を行った施設に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 施設管理者は、ログインID及びパスワードにより行われた利用予約等については、利用者本人又は団体の構成員により行われたものとみなします。

(費用)

第8条 利用者登録及び利用予約等のシステム利用に係る費用は、無料とします。ただし、システムを利用するにあたって必要とする機器、ソフトウェア及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、利用者の負担とします。

(利用時間)

第9条 システムの利用時間は、原則、24時間とします。ただし、保守等によりシステムの一部または全部を停止することがあります。

(利用者登録内容の変更)

第10条 利用者は、システムに登録されている内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者登録を行った施設の窓口へ届出なければなりません。

- 2 利用者は、前項の届出を行う場合は、各施設の定める方法により行うものとします。
- 3 施設管理者は、前2項の届出の内容を審査し、適当であると認めるときには、速やかに利用者登録内容の変更を行うものとします。

(利用者登録の解除)

第11条 利用者が利用者登録を解除しようとする場合は、利用者登録を行った施設の窓口へ届出なければなりません。

2 利用者は、前項の届出を行う場合は、各施設の定める方法により行うものとします。

3 施設管理者は、前2項の届出の内容を審査し、適当であると認めたときには、速やかに利用者登録の解除を行うものとします。

(施設管理者による利用者登録の解除及び制限)

第12条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録の解除又は制限を行うこととします。

(1) 虚偽の申請により利用者登録したとき。

(2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をしたとき。

(3) 死亡した又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 利用者登録内容の変更の届出を怠る等、利用者の責めに帰すべき事由により、利用者への通知又は連絡を行うことができないと市が判断したとき。

(5) 施設の利用料等の債務の履行を怠ったとき。

(6) 利用予約等の頻繁な取消、利用予約等を行った施設を当日利用しない等の行為を繰り返し行う等、不適切な利用があると市が認めたとき。

(7) 栗東市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員並びに暴力団密接関係者であると市が認めたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、利用者として不適格であると市が認めたとき。

(予約)

第13条 利用者は、システムによる予約を行った場合は、各施設の定めるところにより施設の利用料等を支払い、利用許可を得るものとします。

2 システムによる予約は、施設により一部又は全部が利用できない場合があります。

3 システムによる予約を行った日から起算し、各施設の定める期間内に利用許可を得ない場合、施設管理者は、当該予約を取消します。

4 システムによる予約の開始日時及び終了日時は、各施設で定めるものとします。なお、施設の窓口での予約開始日時及び終了日時と異なる場合があります。

5 システムによる予約の取消しは、利用許可前には、システムより行ってください。対して、利用許可後には、各施設の窓口へ連絡し、施設が定める手続きを行ってください。

6 施設管理者は、災害の発生等その他施設がやむを得ないと判断した場合に、システムによる予約を取消することがあります。

(個人情報の保護)

第14条 施設管理者は、利用者の個人情報及び予約情報等を、本来の目的以外に利用せず、その管理に十分注意を払わなければならないものとします。

2 利用者は、利用者の個人情報及び予約情報等について、システムの運用に必要な範囲に限り、システム内で共通情報として利用することに同意するものとします。

3 その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによるものとします。

（免責事項）

第15条 市は、利用者がシステムを利用したことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。

2 市は、システムの運用の停止、中止又は中断等により発生した損害について、一切の責任を負いません。

（規約の変更）

第16条 市は、必要があると認めたときは、利用者に事前に通知を行うことなく、本規約を変更できるものとします。

2 利用者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うものとし、本規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

（管轄）

第17条 システムの利用又は本規約に関して、利用者と市等の間に生ずる全ての紛争については、市等の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

（その他）

第18条 本規約に定めのない事項その他必要な事項については、栗東市が別に定めるものとします。

附 則

本規約は、令和7年3月1日から施行します。